

1 インクルーシブ教育システム構築に向けて

我が国は、平成 26 年 1 月「障害者の権利に関する条約」を批准し、「共生社会の形成」を最も積極的に取り組むべき重要な課題としています。

さらに、文部科学省は「共生社会の形成」に向けた方策の一つとして、「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」を掲げています。

「共生社会」

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人が、積極的に参加・貢献していくことができる社会をいいます。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「全員参加型の社会」とも言えます。



インクルーシブ教育システムの構築に関連する法令等

■ 障害者の権利に関する条約に署名（平成 19 年 9 月）

第 24 条（教育部分）

締結国は、教育についての障害者の権利を認める。（中略）障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system）及び生涯学習を確保する。

・ 障害者基本法の一部改正（平成 23 年 8 月）

第 16 条（教育部分）

障害者が（中略）十分な教育が受けられるようにするために、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、（中略）必要な施策を講じなければならない。

・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立（平成 25 年 6 月）

1. 不当な差別的取り扱いの禁止
2. 合理的配慮の不提供の禁止

・ 学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 8 月）

障害のある児童生徒の就学に関する事項の改正

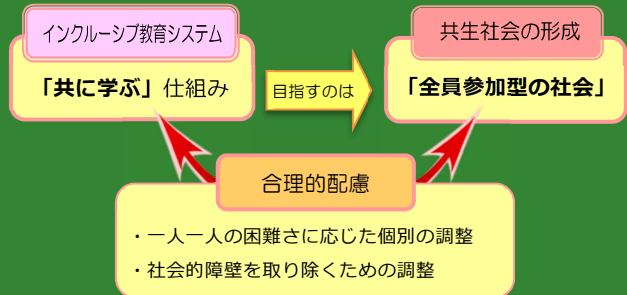
■ 障害者の権利に関する条約を批准（平成 26 年 1 月）

・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成 28 年 4 月）

2 インクルーシブ教育システムとは

「インクルーシブ教育システム (inclusive education system)」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」 (reasonable accommodation) が提供されること等が必要とされています。



3 インクルーシブ教育と特別支援教育の関係

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を推進させていくことが必要です。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。



インクルーシブ教育について深く学んでみませんか？

インクルーシブ教育システム構築のため、教師一人一人の特別支援教育に関する理解や認識の深まりが求められています。特に発達障害に関する理解や認識は、通常の学級で学んでいる発達障害の特性を有する子どもたちの困難さや認知特性の理解、さらには教育的ニーズに応えるために必要です。「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上」について深めてみませんか。

文部科学省 インクルーシブ教育

検索

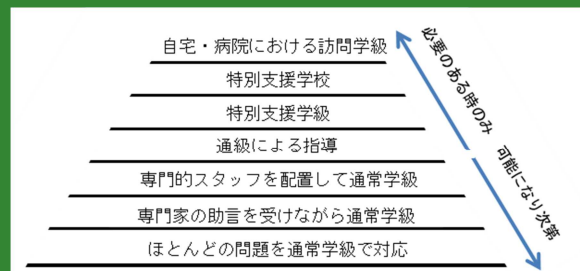
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)

4 多様な学びの場とは

「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことを示しています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整えているところです。

就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達^の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できること、多様な学びの場が相互に連携していくことが重要になります。



「義務教育段階の多様な学びの場の連続性」

(上記表は文部科学省HPより引用)

インクルーシブ教育システム



Q 1 : インクルーシブ教育システム構築のために教師に必要な専門性とは何ですか？

A 1 : 全ての教師に求められる「集団形成（学級づくり）」、「学習指導（授業づくり）」、「生徒指導」という教育の専門性に加え、「**特別支援教育に関する知識・技能の活用**」、「**教職員及び関係者の連携・協働**」、「**共生社会の形成に関する意識**」という3つの要素を含めて特別支援教育の専門性を深めることが大切です。

Q 2 : 具体的にどのようなことをしたらいいのか分からないのですが。

A 2 : 宮城県総合教育センターHPには、宮城県教職員研修計画（研修会ガイド）や、特別支援教育に関する専門研究・長期研修の成果物がたくさん掲載されています。まずは、HPを検索してみてください。

宮城県総合教育センター

検索

(<http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/>)

「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 **インクルDB**」を参考にしましょう。

文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索することができます。

インクルDB

検索

(<http://inclusive.nise.go.jp/>)

